

農業災害補償制度検討会「現地検討会」（北海道会場）の会議概要

日 時：平成14年8月7日（水）13時30分～17時00分
場 所：北農ビル19階会議室（北海道札幌市）
委 員：岸座長、海野座長代理、戸川委員、平林委員
意見表明者：上田 博（北海道酪農協会 北海道北広島市）
木村 幸治（酪農業（乳牛） 北海道恵庭市）
後藤 義孝（農業（小麦、畑作物） 北海道河東郡士幌町）
佐々木 環（農業（てん菜、小麦、大豆、小豆、長芋、その他）
北海道網走郡女満別町）
谷村 知重（農業（水稲、小麦、大豆、その他） 北海道美唄市）
中村 敏夫（農業（水稲、麦、かぼちゃ、大根、人参、その他）
北海道名寄市）
西出 和明（農業（施設園芸（すいか）、たまねぎ、人参）
北海道富良野市）

傍 聴 者：51名

1．開 会

2．高島保険課長あいさつ

3．委員紹介

4．趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

（岸座長から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。）

5．意見表明

上田 サルモネラ症とマイコプラズマ性乳房炎の保菌牛に対する治療及び淘汰に対する補償について、提案させていただく。サルモネラ症とマイコプラズマ性乳房炎に感染しながら、症状としては現れていない牛、すなわち保菌牛については、いずれ発生するのが明らかであり、他牛への感染源となることから、臨床症状を呈していなくても治療費及び検査費を給付する必要があると考える。なお、臨床型マイコプラズマ性乳房炎については、治癒する見込みがないことから、即、廃用とする必要がある。その理由は、サ

サルモネラ症の発生農家における経済的な損失は非常に大きいので、営農継続に大きな影響を及ぼし、北海道農業共済組合連合会によると、治療費だけでも1件当たり約210万円となっており、最大は1,145万円に上っていることから、補償を求める声が強い。また、マイコプラズマ性乳房炎の診療費も約143万円であり、サルモネラ症と同様、補償の要望が強い。潜在型で保菌しているものについては、畜主は、危機意識を持ち、全額自己負担で検査、治療を行っているため、初期の発動が遅れ、確定診断にも時間がかかり、治癒するまでの期間も長くなっているのが実態である。しかしながら、マイコプラズマ性乳房炎の潜在性のものは治療に良く反応するため、感染牛の摘発と治療が重要であると考えられる。これらの経済的損失は非常に大きいことから、保険ニーズが高く、特にサルモネラ症の場合、制度の盲点となっているため、互助基金を創設している地域が、北海道では1市3町もあると聞いている。これらの発生割合は、極めて低いが、発生すると給付額が多額となるため、現在の農家単位の病傷給付限度額の範囲では、補償が不十分となっている。したがって、これらについては、別の給付方式を作成する必要があると考えられる。それは、治療費が高額になることから、現状の給付限度額とは別枠を設定しない限り、限度超過が避けられず、実効も上がらないので、限度超過に対応した配慮が必要となる。なお、無症状家畜の治療に補償が必要であるが、乳牛雌のサルモネラ症とマイコプラズマ性乳房炎に限定して、病傷事故の給付を拡大し、同居牛全頭の細菌検査と無症状保菌牛の治療を対象とすることを提案する。

木村 現在、120頭から130頭の牛を飼っており、フリーストール形式を採り始めてから7、8年経つが、その中で非常に悩んだことがある。牛の寿命が非常に短くなることである。しかし、この方法を採用しないと牛の数を飼えず、牛を数多く飼わなければ生活が成り立たない。その中で、今まで予想しなかった病気が出る。私のところでもあったが、マイコトキシンというトウモロコシとかのカビ毒である。原因が分からなかったが、牛のグループ全体がおそわれ、ある時からエサを摂取しなくなり、繁殖が大きく落ちて、何故か原因が分からなかった。去年の6月になり原因が分かり、それからいくらか良くなったが、大量に飼うことによって、ある時、突発的に、今まで予想もしなかった病気が出る。今年は、私の住む恵庭では30度過ぎた日は2日位で、朝は気温15度とか湿度が高く毎日雨が降り、その中で牧草を早めに刈った人は良いが、真っ黒な牧草を1年に2回しか穫れず、1年間を通じてその餌をやらざるを得ない。そうすると繁殖からすべてのバランスが崩れていく。それに対しては、輸入した牧草を使うなどして、色々手を打つが100パーセントは担いきれない。いわゆる北海道の多頭飼育農家は、基本的に、牛を1頭飼おうとすると、牧草を作りデントコーンを作るために1ヘクタールは必要である。私のところでは3人が従事し、たまにヘルパーで対応している。とても100ヘクタールの面積をこなして作ることはできない。今、マスコミなどでは配合飼料を使うことが悪いように言われるが、これは、長年かかって非常に効率的に飼

われてきた結果このようになった。配合飼料を食べる牛が悪いわけではなく、購入飼料、輸入牧草を使っている牛が悪いわけでもない。これは、国際的な価格で対応しようとして、このような結果になったと思う。私も、農業共済に色々関わり、普通の一般人よりは若干知っているが、今回の検討事項である乳牛の子牛等の追加は、非常にありがたいと思う。特にBSEの関係以降、粉ミルクの中に、血漿蛋白が入っていない。血漿蛋白が入っていることによって、子牛の下痢、汚染がかなり防げた。これが入っていないために、子牛の下痢が、湿度が高くて温度が高い、冬場ではなく、季節の変わり目にたくさん出ている。その救済という面で、非常にありがたいことと思う。子牛の懸念されるのは、下痢を起こして肺炎症状を起こすと、クロマイシン、テラマイシン、それと、脱水症状も起こすので、電解質のポカリスエットを買ってきて、非常にお金が掛かる。粉ミルク関係のこともあるので、事故が増えてくるのではないかと心配している。私も、子牛の下痢は何時も心配しているので、共済に追加されることは非常にありがたい。2番目は、共済金に一律の支払限度を設けることについて、私は、合理性がないと思う。合理性がないことについては、資料の中に、一般農家は従来どおりの補償が受けられる一方、事故多発農家に対する補償が抑制され、結果として、事故防止と書かれている。結果として事故防止と言うのは、法律的に罰則を設けられているようで、我々としては、非常に心外である。農林水産省がそのような考え方を持っているとは思わないが、このような文章で書かれると、北海道は1万戸位の酪農家があり、これは、生き残った1万戸で、皆、真剣にやっている上に、北海道においては、じゃがいもも作れず、牛しか飼えないところがある。牛が飼えなくなり、農家がいなくなると地域の経済や行政などすべてが崩壊する。特に北海道に関しては、本州と違い、開業獣医がいないところもある。そのようなところでは、地区の共済関係の方が、経済的には非常に大変であるが、回ってくれ、信頼関係に基づいてやってくれているところがかなりある。今まで何十年かかって努力して共済の推進を図ってきたが、制度そのものが壊れる可能性が出てくる。石狩農業共済組合においても、1号除外とかあらゆる方向で、若い人のニーズに応えるべく努力して、獣医もやってくれるが、その中で、補償の頭打ちはよく検討していただきたいものと思う。

後藤 私は、畑作専業で、この他にスイートコーンを2ヘクタール程作っている。畑作物共済の対象作物のうち、出荷数量で評価する品目にあっては、農作物共済の全相殺方式及び畑作物共済のてん菜と同様に足切り1割とすることを願います。さらに、ばれいしょについては、ライマン価買入れであり、私たちは食用を全部作っているが、ライマン価が12.3パーセント以下は澱粉になってしまい、普通の澱粉より価格は安くなる。今年も数量はあるであろうが、ライマン価によって金額が変わることを認識いただきたい。そのようなことで、今後は、価格の補償制度に改正することを願います。小麦については、お礼とお願いを申し上げます。小麦については、15年程前に農林水産省

に麦価要請に行き、8月15日以降の収穫については、十勝としては、非常に穂発芽の危険性があるので、品種改良をお願いした経緯がある。おかげで、ホクシンという良い品種を作っていたら、今年は7月30日に収穫が終わり、大変喜ばれるほどの収穫を得させていただいたことに対して、お礼を申し上げる。私たちの作っている小麦は蛋白が低くて麺にしかないなので、大手に買っていたが、今後は、パンにも向くような高蛋白質な小麦の研究をしていただきたい。今年は、たまたま天候も良かったので、アミノも良いと思うが、雨が多い年では、アミノが低いものについては、最後に大手の方からペナルティが来る。今後の共済制度は、現状にあった共済制度をお願いする。

佐々木 昭和54年から畑作物共済がスタートし、その間、貢献度は、言葉に表せない大きなものがある。平成5年には、米を中心として、畑作物も、小豆、大豆、その他すべてについて大変な被害を受け、膨大な共済金の支払を受けた。今日の農家経済を下支えしているのが農業共済であると申し上げても過言ではないと思っており、敬意とお礼を申し上げる。その後、いわゆる輸入物に押されてきて、収量の補償では、農家の補償にはならないのが今日の姿ではないか。今後とも、農災制度は、現場の不満の問題、このことについて、採り上げていただき、なおかつ、経営所得安定対策との相違点を十二分に整理していただきたいと思う。基準単収について御理解、御指導を賜りたいと思う。今、秋播き麦が収穫、地方によってはほぼ終わっているところもあるが、折角、最大の技術を投資し500キロ以上の収量を目の前にしながら、収穫期に雨でやられ、品質の低下によって、基準単収が大きく下がってしまうという矛盾である。これは、私どもの技術ではどうにもならない実態である。したがって、基準収穫量については、農家の技術と努力を是非とも認めていただき、出回りの数字ばかりでなく、何故、良品質にならなかったかについても理解を賜りたい。豆類も同じであるが、雨のために品質が悪くなり、その度に共済金をやむなくいただき、これも、出回りの資料であるので、基準単収が下がってくる状況である。国も大変な状況であるが、何とか理解を賜りたいと思う。豆については、私ども道東の中でも、180キロを切る農家戸数が50パーセント程度になっている。その中で、150キロを切る農家戸数が11パーセントに達している。その中で、足切りが3割あるので、補償が非常に低いのが現状である。麦についても、300キロを切る農家戸数が8パーセントに達している。その上1割足切りなので、現場では、これが本当の制度なのか、これが共済なのかという意見が毎年懇談会等で出ている。何故、基準単収が下がったのかは、先程申し上げたような経過であるので、是非、検討いただきたい。もう1点、北海道の農家戸数は、どんどん減ってきている。10年前は約10万戸、現在は7万戸を切っている。また、これから10年後には、さらに30パーセント減になると言われている。その度に、賃貸が増え、売買が増える。しかし、すべての農地が賃貸に回ったり売買に回ったりするものではない。買う

人も借りる人も条件を選ぶので、そういう面では、荒廃は避けられない。このような問題がある。また、農業経営そのものも、掛金対共済金の収支、これをすべて計算することになるので、任意にしても当然加入にしても、それも厳しい農家の判断があるということになっているので、全体を通して理解を賜りたいと思う。

谷村 私は、空知管内、美唄市で、米を中心に営農をしているが、今日は地域の実態を若干踏まえながら話をさせていただく。私の地域は、合併農協であるが、旧JAのエリアの中で、現在、55戸位の組合員で約570ヘクタールの営農組織を持っており、秋の収穫作業、乾燥調製作業を進めている。この施設においては、地域指定を受けており、近隣の営農集団の中でも大きい方と思っている。我々の地域は水田地帯であり、転作の麦作、大豆作がほとんどである。平成12年から、水田農業経営確立対策の下で、米、麦、大豆という三本柱の土地利用型農業で生活していこうということで、地域一丸となって、現在、進めているところである。しかし、近年、異常気象と言うか、何か北海道は、特に小麦に合わない気象になってきている。ホクシンという新しい品種ができて収穫時期が早まり、長雨に当たらないで収穫ができると思うと雨が追いかけてくる。このような状況で、ここ3年間位、収穫期の雨に悩まされており、麦においては、災害頻度が高まってきている。そのようなことがあるので、基準単収も下がってきている状況があり、大きな被害を受けた時にも、共済金の補てんもままならないという状況である。基準単収の在り方について、我々農家の努力、技術力を加味した中で、再度、検討していただけないか。また、これからの水田農業にとって、転作は切っても切ることのできない問題と思うが、麦の本作に向けて、農家の経営安定を図る観点から、災害収入共済方式の導入に関して、要件の緩和を検討いただけないか。また、その場合、北海道の小麦は様々な種類があり、前年の秋に播いて夏に収穫するもの、あるいは春に播いて夏に収穫するもの、また、二条大麦がある。これらの麦については、生育ステージも違い、収量性、被害の大きさも、すべて違いがあるので、それぞれの実態を十分に踏まえた中で、全相殺方式と同じように麦の類区分の導入をお願いする。次に、ずいぶん大豆の作付けが増えてきている。現在、大豆の全相殺方式について、生産数量の50パーセント以上をJAなどに出荷しているなど様々な条件があり、地域指定を受けている状況であるが、出荷数量が確実に確認できる農家については、地域の出荷実態にとらわれずに、農家個々の申出によって、9割補償の全相殺方式を選択できるような改善をしていただきたい。我々は、現在、農産物すべてが市場原理にさらされ、生産物の販売価格が年々低下してきている。生産コストを割るようなぎりぎりのラインで経営を続けており、1割足切りは、非常に大きな意味合いがあると思っているので、是非、全相殺方式の導入に関する要件の緩和を希望する。最後に、現在、米政策の改革について論議が進められ、研究会でも中間とりまとめが発表されたが、この中で、経営所得安定対策の姿が見えてきていない。このような取りまとめになっているのは、大変遺憾である。そう

考えるのは、私だけではないと思う。今後の水田農業だけではなく、畑作、畜産、酪農、青果のすべてが、経営所得安定対策の論議の舞台に上がってくると思う。この論議をする時に、農業災害補償制度の位置付けを明確化し、また、農業共済制度が今までに培ってきたノウハウがあるので、それを十分発揮できるよう、経営所得安定対策ができた時には力を発揮していただきたいと思う。

中村 私は、上川管内の名寄で、水稻中心に麦、野菜等の経営を行っている。水稻については、北限に近いところで米作りを行っている。昭和54年にモチ米団地の指定を受けて以来、名寄の場合は、全量モチを作付けしている。モチ生産組合が発足したのは昭和45年で33年目を迎える。当初、おんねもちという品種を作付けたが、その頃は良く共済のお世話にもなった。次に、たんねもちを作り、その頃は、豊作年でも節目は1.85ミリを使っており、少し冷害の年は1.8ミリを使用した。現在は、品種も変わり、はくちょうもちは1.9ミリ、風の子もちは1.95ミリを使用し、消費者ニーズに応えるべく努力している。平成11年、12年には、全量1等米を出荷するまでになった。しかし、食管制度の廃止、米の輸入、消費の減少等により、価格の下落が農家経済に大きな打撃を与えている。何年か前までは、くず米も今の1等米以上の価格で販売されたことがあったが、近年のくず米価格は、米としての価格で販売できることは考えられず、農家所得を少しでも考えてもらえるのであれば、節目は1.8ミリ若しくは1.85ミリを使用しての評価をお願いする。キララについては2ミリを使っているので、1.85ミリでも不満があるのではないかと思う。現に、1.7ミリ以上の米が収量と見られるため、ほとんど共済金を受け取ることができないので、掛金を払いたくないという人が身近にも大勢いるのが現実である。また、現在の米の単位当たり共済金額は1キロ226円で、一俵に換算すると13,560円となっているが、平成12年の一俵当たりの生産費は13,818円で、生産費割れの補償価格についても、我々農家としては、納得ができないところである。また、稲作経営安定対策も本年度限りということで、新たな政策の見直しが進められているところと思うが、平成14年度の農林水産省の予算が3兆1,905億円、その中の稲経予算が865億円となっている。今まで、国は政策を変えるたびに予算を削減してきた。国の財政が大変であるのは良くわかるが、農家経済も限界に来ている。この稲経が無くなったとしても、この865億円を削るのではなく、別の形での予算付けをお願いする。平成5年以降、米の輸入を認めて以来、豊作年も続き、米もダブついてきている。国が米の関税を認めたと関わらず、ミニマムアクセス米の輸入が未だにされているのは、おかしな話であり、一日も早くミニマムアクセス米の輸入停止もお願いする。また、本年度より露地野菜の共済制度がスタートした。しかし、これも収量補償で、相場に変動のある野菜の収量補償は納得ができない。私は、共済の評価会委員をしているが、とても人に勧めることはできない。国として、自らの食料を自らが守り続ける気持ちがあるのであれば、野菜に限らず、米、麦

等に関しても、収量と並行して所得補償が必要となってくるのではないかと思う。私は、米の北限地帯で米を作っているが、国が今後の農業、食料について、どのように考えているか聞きたい。特に北海道農業、その中でも私たちのような米の北限地帯のところについてである。旭川以北の米はいらないと何かお考えがあれば、お聞かせ願いたい。最後に、農家の再生産と所得の確保ができる制度の充実を強く要望する。

西出 私は、営農を始めて20年、20年前は耕作面積が3.3ヘクタールで、一度は10ヘクタールを作ってみたいと思ったが、一昨年やっと叶った。その途端、色々な作物の価格が大きく変動して、今では、作っている面積にそれぞれの作物の単価を掛けるとその年の借金がわかるという位である。例えば、私は、たまねぎを7.3ヘクタール位作っているが、去年は10アール当たり10万円の赤字で、総額730万円の赤字である。それぞれの作物の面積で、お互いの借金がわかってくるような状況である。特に富良野は盆地であり、他の地域よりは野菜を取り入れるのが早かった地域である。特に、たまねぎ、にんじん、すいかななどの導入が早く、北海道で野菜を中心とした地域とは非常に少ないが、それを取り入れるのが早かった。その中で、農業をやる場合に、災害とは切っても切れない関係がある。同時に、営農の上で、自然災害が非常に恐怖である。私たち農業者は、1月に入ると今年はどうような天気になるかが非常に気になる。農業をやっていて、災害の無い農業はどれだけやりやすいかと思う。しかし、逆に災害があるから農業はおもしろいと言えなくもない。その災害をどうやって乗り越えるか、災害を乗り越えた時の充実感は、農業者でないと味わえない喜びである。皆が同じ地域であるので、同じ災害を受けるが、その中で、技術を駆使し、少しでも量が穫れた時は、農業者にとっての優越感を味わえる。しかし、そのような喜びだけでは食べていけないのが実態である。経済というお金がつかまとうので、その裏付けがないと農業はやっていけない。その中で、農業に関わる制度の裏付け、柱があることは、十分とは言えないが、それなりの支えがあることは、私ども農業者にとっては、大きな一つの励みになっている実態ではないかと思う。今、農業行政は、色々な課題を抱えているが、その中で、色々な農業団体がある。それぞれの団体が一所懸命やっているが、共済組合は、まだ批判が少ない方ではないかと思う。団体によっては、矢面に立たされて大変なところもある中で、制度の充実に、先輩諸氏達が努力してきた一つの結果ではないかと思う。また、このように、現地で農業者の意見を聞いていただけるのは、我々は農家なので、農業全体がわかるわけではないが、自分たちの感じている生の声を聞いていただけるのは、非常にありがたい。私はハウスですいかを作っているが、私のハウスは、古いものでは15年以上使っており、去年導入したハウスもある。園芸施設共済の引受けは、減価償却、年数によって補償される金額が変わってくる。年数が経つと補償は非常に安い。しかし、去年買ったものも15年前に買ったものも、機能としてはそれほど変わらない。経済価値としては、15年経ったものは下がってくることはわかるが、機能

性からいうと何ら見劣りしない。若干、補強とかのお金は必要であるが、機能性からいうとそれほど変わらない。補償する金額が違ってくるのは、あまりにも、経済とか、税制、減価償却費とかに取り込まれ過ぎているという気がする。農業は機能を果たしてくればそれで価値があるので、税制のように、何年経ったからこれだけの価値というものではないと思う。その辺を、別の見方から補償の中身を考えていただければと思う。それに付随して、内作物について、施設の単価に応じて補償額が算定されるが、富良野の場合は、ハウレンソウ、メロン、すいかなどが作付けされている。その中では、メロンが価値が高い、高価格の作物である。メロンは補償額が低いので、入っても意味がなくなっている。すいかについても同様である。農作物のそれぞれの持っている価値に応じて補償する制度を確立していただきたいと思う。施設と内作物を切り離して補償額を設定し、補償の充実を考えていただきたい。中村さんが言われるように、野菜は、収量と価格によって収入が決まってくる。相当前の米は単価が決まっているので、収量だけが変動値であって、その変動値に対して制度が補償していた。野菜の場合は、収量と価格の二つの価格形成のポイントが掛け合うので、経営所得安定対策は、総合的な補償を念頭に置いて対策を作らないと、今後、固定価格の作物は減ってくる状況にあると思う。そのような時代の流れにあっては、逆に、このようなものをきちんと取り込むことによって、共済制度のファンが多くなっていくのではないかと思う。決して、先行してやっていただきたいとは思わない。しかし、あまりにも、制度そのものが後ろからついてくると、誰も見向きもしなくなってしまうのではないかと思う。農業者が今困っている中で、きちんとその困っていることを取り入れることが、農業者が制度を支持する原動力になってくるのではないかと思う。その支持がないと批判が先に立って、折角の良い制度が批判に潰されてしまう。それは、非常にもったいない現象ではないかと思う。良い制度は、良い制度としてきちんと位置付けをしてやっていかなければならないと感じている。野菜にも確かに価格関係の制度があることは事実であるが、これも決して十分ではない。物によっては、別の角度からの補償制度があるが、我々農業者から見ると、一つ一つの制度を別々に管理するのではなく、今検討されている経営所得安定対策、その包括的な制度の中であって、再生産がきちんとできる制度を望む。私は、経営安定のための農災制度を作れば、必ず、全国民が農業者になりたがるのではないかと思う。災害を克服し、一時のアクシデントを克服するだけの裏付けのある制度を確立していただきたい。

5．検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長 委員から質問等を行います。

座長代理 上田さんと木村さんへお聞きしたい。上田さんから話のあった感染性の疾病は、今該当しないものがあるのか、それとも、限度点数に掛かってしまうという問題か

を教えてください。木村さんは、子牛の共済の必要性を話されたが、胎児についてはどう考えるか。また、死産事故の共済金の支払限度について、線の引き方についてはどう考えるか。

上田 私の回答で不十分な場合は、会場の傍聴者からもお聞きいただきたいと思う。まず、サルモネラ症とマイコプラズマ性乳房炎については、臨床症状が起きてからでは遅いので、その前に治療費と検査費を給付していただきたい。サルモネラ症については、現在の病傷給付の限度額では、他の治療によりオーバーする。先程申し上げたように相当な額になるので、営農を続ける上での補償としては不十分であるので、是非、この点をお願いしたい。

木村 昨日、恵庭市で、初めてサルモネラ菌が出たが、この方は非常に優秀でかなりレベルの高い農家である。予防衛生と恵庭の防疫組合が一所懸命やっていたが、何が原因かはわからないが発生した。それが、上田さんが言われたように、点数の関係とか、共済制度の中でどのようなものになっていくのか、私はまだわからない。問題は、サルモネラ菌が出て、20頭治療すると何十万円という治療費が掛かり、共済の点数は全部無くなる。そして、その牛の牛乳を全部捨てなければならない。被害が何百万円になるかはわからないが、生活費が出てこなくなる。今の共済制度の中で、保険の点数は無くなり、薬代も払えない現状になっている。その対策が、今の共済制度では盲点になっている感じがする。

座長 傍聴されている方で、何か補足があればお願いします。

米谷（北海道農業共済組合連合会） 伝染病の関係で追加させていただく。伝染性のサルモネラも菌種がたくさんあり、家畜伝染病予防法に載っていないサルモネラ菌もある。伝染病をどこで線を引くかということ、家畜伝染病予防法しかない。木村さんが言われた江別で発生したものは、家畜伝染病予防法に載っていないサルモネラの菌である。そのため、伝染病の限度が一つの問題である。2点目は、今の臨床、給付の在り方としては、臨床症状を出していないものについては、保険の給付対象外である。ところが、上田さんが言われたように、保菌牛であれば治療しないと感染源となる。しかし、それは給付外で保険の対象になっていない。下痢をしていた場合は対象になるが、下痢も何もしないで菌だけを保菌していることがあるので、何とかしてほしいということと思う。今の制度では、クリニカルな症状を呈していないものについては該当しない。そのような問題があるので理解していただきたい。限度額超過部分については、他の病気もたくさん出ているので、このような大被害になるものについては、別扱いにして何とか給付してもらえないかという意見であると思う。

戸川委員 サルモネラ感染症は、最近増えてきたのか。

米谷（北海道農業共済組合連合会） 10年位前までは、肉用牛を主体にしてサルモネラ感染症があった。乳牛にも散発的に発生していたが、最近は、肉用牛よりも乳牛の発

生頻度が高くなってきている。我々の調べでは、1万戸のうち年間30戸から35戸位発生する。乳牛と肉用牛では、牛乳の廃棄の問題も含め、被害の在り方が膨大に違うことも理解していただきたい。

戸川委員 それだけ影響があると経営上の問題は非常に大きい。家畜共済では対象とならないが、何とか対応しなくてはならない問題であると思うが、これは検査しないと保菌牛かどうかわからない。その検査を相当広くやることをどこでどうするのか。検査により保菌牛が見つかった場合、どのようなことをすれば良いのか。発症していなければ共済事故ではない。したがって、共済制度として考えた場合に、広い意味の損害防止の一環として、どこまでどのような対応ができるかと理解してよろしいか。

上田 同居牛の全頭の細菌検査は必要と聞いているが、その方法などは現場の方にお聞きした方が適切と思う。

米谷（北海道農業共済組合連合会） エライザ法とか糞便検査法とか色々と検査するが、出たり出なかつたり菌の動向が変化する。保菌しているので、それが糞便から出て、また細菌の感染源となり汚染されていくということで、清浄化するまでに一番酷い農家では、去年でも11か月位かかっている。治療費とか牛乳の廃棄のことは別としても、1千万円以上の損害額になっているのも事実である。全頭検査を何回も続けないと清浄化になっているかどうかわからない。マイナスなら検査料は給付にならないとか、もちろん臨床症状が出ていないと給付にならないが、検査を何回も続けている。この検査料だけでも大変な額であり、それは家畜保健衛生所が対応していただいているが、当然それについても、お金が伴うことになる。それで、治療すれば保菌牛についても効果はある。発症しているのと同じような形での効果は期待できる。

戸川委員 損害防止の範疇であるとすれば、保健衛生の分野でどう対応する手立てがあるか。共済としてはどこまで対応できるか。それから、発生が30頭とかのレベルは、危険率的にはそう高いものではないと思う。その危険率であれば、何か保険的な対応をしても、ある程度の費用以下になると思うが、いずれにしても、一つの課題として受け止めさせていただく。

米谷（北海道農業共済組合連合会） 1戸の損害額は非常に大きいですが、全体としては発生率が非常に少ないので、総額は少ないと思う。

木村 サルモネラ菌も獣医や家畜保健衛生所からは、カラス、ハト、キツネが媒介するのではないかとされている。牧場には、カラスもハトもくるので自衛している。サルモネラ菌は、北海道では30戸程度最近は発生するが、台風と同じ天災みたいなもので、出た時の被害は、その農家にとっては大変なことである。我々も、近くに出た場合には、牛舎の入り口に水槽を置いて足を消毒し、消石灰を撒いて、入ってくる車はタイヤだけでも消毒するとか、色々な手を打つ。委員の方々には、台風などと同じ天災のように考えてもらえればありがたいと思う。

座長 木村さん、胎児と支払限度についてはどうか。

木村 胎児については、受精卵移植が、和牛、ホルスタインにかかわらず、かなり普及してきている。私のところは受精卵移植はやっていないが、胎児に関しては、期待した牛が流産したりするので、共済目的の枠を広げることは、大変ありがたいことと思う。また、支払限度については、恒久的に高い被害は、色々なことがあり、努力してもどうにもならない部分がある。技術的には、今のフリーストールによる飼い方も、日本においてはそれほど長い歴史はない。フリーストールは、つなぎの時からすると足の事故が非常に増えてくる。コンクリートに常時接して牛は歩き、足の爪を減らすので、1年間につなぎの時には1回の削蹄で良かったのが、2回やっても足を痛める。足のための予防にすごく膨大な神経を使っているが、足を痛めれば当然に体重が重くてもたない。それに、その年の餌の出来高や天候によって足が特に悪くなったりし、じめじめした土地であれば尚更事故が出る。そのようなことを含めて、恒久的に高い農家に関しては、支払限度を設けることを考えているようであるが、これは何か別な方法で考えていただきたい。その考え方は、北海道において何百頭も飼ってる農家は、企業的な物事の考え方で行っているので、共済制度に頼らなくても良いという考え方の人もいる。しかし、今まで一所懸命やっており、たまたま、サルモネラ菌などで突発的な事故もあるが、支払限度を超える場合がある。そのうちにきっと技術力も上がってくると思う。牛に関しては水稻に比べ歴史が浅い中で、急激に多頭飼育化され、減った農家戸数の分を何とか牛の数で補っている。獣医や餌メーカーも指導を一所懸命やっているので、技術的に段々上がり改善されると思う。支払限度をどのラインでという数字的なものは言えない。

座長代理 数字ではなく、例えば、自然災害などにより起きたものは良いが、それ以外のもので、20パーセントも30パーセントも死産事故を出す人についてはどうか。

木村 恵庭の牛の飼い方は、従来は生涯どれだけ働くかということで品種改良を進め、何産も保たすことを農業の誇りとしてきた。それが経済優先になり、そのようなこともできなくなった。そのような中で、事故の中でも、特に先程言った足の問題。それから餌の問題、これは自分で作った牧草を与えるので、天気の良い悪いに大きく左右される。その辺が一番ネックになってくるが、病気がどこにどのようにして発生するか。その都度餌を分析に出し、蛋白質がどれだけあるか、成分がどれだけあるかを分析し、それで足りないものを補っているが、事故は本当に予想されない。もう一点、BSEが出た時に思ったが、出たのはいずれも平成8年度生まれで高齢牛である。恵庭においては、高齢牛という扱いは10歳とか十何歳が高齢牛であり、税法においては、7歳以下の突発的な事故はいわゆる相互譲渡に持っていける恩恵があって、7歳が税法で老齢牛という扱いであったと思う。これが、今は、BSEが発生した平成8年生まれの牛を高齢牛という扱いである。これはおかしな話で、本州の場合は3産位かも知れないが、北海道は、粗飼料を中心に飼っている人が多いので、高齢牛という扱いをもう少しイメー

ジとして啓蒙していただきたいと思う。

戸川委員 死傷事故の支払限度を検討している。これは、恒常的に高い被害を出している農家への対策として、限度を作ったらどうかという考え方が提示されていたと思う。木村さんが言われたのは、突発的な不慮の事故が、わからないが色々あり得るということと考え、闇雲に限度を設けることに疑問を持っているということか。私もその気持ちは良くわかり、保険であるので、そのような事故への対応が必要と思う。木村さんは、恒常的に被害の高い農家には、免責条件等を整備すると書いている。この問題を、具体的にどのようなことをすれば良いのか、何か良い方法があれば、一律に支払限度を設けなくても良いと思う。

木村 今まで、共済の推進を組織を上げてやってきた。事故の多い人も含めてすべて加入してきたという経緯がある。物事の考え方も、牛をなるべく長く保たそうと考える人、3産とか4産位で良いと考える人と異なっている。それも、制度上は同じであり、これをどこで線を引くのは非常に難しい。仲間の中にも色々な考え方の者がいるが、歴史的に、すべての人を網羅し万人を救うためにこの制度ができ、それでやってきた。その結果、今の時代では、事故率の高い人、多頭飼育で平均的にやっていく人、一頭一頭大事に飼う人も一緒に共済に入ってるので、私としては、それをどこで分けるかは、まだ皆さんと話し合っていかなければならないと思う。

座長 家畜共済関係以外についてはどうか。

座長代理 後藤さんにお聞きするが、ばれいしょ及び食用ばれいしょの損害評価をライマン価取引に合わせるということか。

後藤 ばれいしょの場合は、食用1級、2級、3級と値段が違う。その年によって、1級が幾らになるかはわからないが、去年は1級でキロ9円であった。そのように、価格に非常に差があるので、それも共済の対象にしていただきたい。

戸川委員 最初に後藤さんが言われた中で、価格補償という表現があったが、品質が落ちたことにより安い価格で買われることになるという意味の価格補償ということか。いわば、品質低下に対する補償と考えて良いか。

後藤 そのとおり。

平林委員 ライマン価による共済制度の研究は、相当古い時点から進めている。平成5年の制度改正時に、例えば、でんぷん用のばれいしょは、ライマン価で買い入れており、でんぷん含有量の測定器械も工場ごとにほとんど統一されていたが、ライマン価に置き換えた時の設定の仕方が、同じJA系統でも全部違っていた。そのことにより、盛り込めなかった経過があり、今もその辺がネックになっているので、これから実現していくことにすると、工場ごとのライマン価の設定が合理的なものに統一されれば、可能性があるのではないかと思う。

座長代理 佐々木さん、谷村さん、中村さん、西出さんの4人に共通しているのは、品

質と価格という点であったと思うが、品質低下については、取り入れられるものはなるべく対象にしていこうとしているが、価格低下については、既に安定対策がある。野菜の価格安定制度ができる時に、共済の掛け捨てに対する不満が随分農家にあったので、野菜の価格安定制度は、掛け捨て不満を念頭に置いて、積立により積立てて、価格低下時に引き出すというようにできている。将来の問題として、価格低下を見ていく場合に、その仕組みは、掛け捨ての保険と積立的なものどどちらが優れていると考えるか。中村 非常に難しい問題であり、単年度で考えれば積立てが良く、長い目で見ると掛け捨てが良いと思うこともあるが、今、積立方式とか保険方式とかを国が考えていると思うが、端的に言えば、直接所得補償が採れるのであれば、それが最高の形になるのではないかと思う。すぐにとはならない問題と思うが、直接所得補償制度ができた場合に、逆に共済制度が無くなるとは困るので、そのからみが難しいのではないかと思う。

西出 野菜の価格安定制度について、以前は、野菜価格は結構良い価格で来ていたので、その補償単価も結構高かったが、今はこれが引き下がってきている。去年のたまねぎの関係ではそのようなことがあった。価格安定制度は、私たちも入っているが、本来、私は全量入りたいが、道や国が負担してくれなければ、引受枠が増えない。最近、その枠が増えていない。その中で、市場価格が大きく下がると、その差が開きすぎて機能しない。そのため、たまねぎで10アール当たり10万円と大きな赤字が出てくる。従前であれば、収量が採れたか採れないかで価格形成がされてきたが、今は、自然災害の要因もあるが、外国からの輸入など経済行為によって、価格変動が大きくなってきている。その捉え方が、非常に難しいことはわかるが、農業者としては、価格の補償制度がないとやっていけないのが事実であるので、その検討をしていただきたい。我々は今の状態ではやっていけないのが事実である。

谷村 所得政策の問題は、別のところで論議されており、三つ位の方式が出されているが、生産者側としても結論が出ていないのが現状という気がする。しかし、国からの拠出は、共済制度も、所得安定対策も同じ場所からお金が出てくると思うので、最終的には接点を見付けながら、共済制度と所得安定対策は1本にならないにしても、何か接点を持っていくべきではないか。制度とは離れるが、農業共済組合などの団体が、その事務を担っていくのが、今まで培ってきた技術を発揮できるようになってくるのではないかと思う。少し時間はかかるかも知れないが、同じ国のお金が拠出されることから、将来そのような形になるのが筋ではないかと考える。

佐々木 基準単収が下がることは、農家にとっては大変なマイナスであるが、同時に価格も下がってきているので、10アール当たりの補償額が下がっている。したがって、少なくとも基準単収だけは、何とか見直していただきたい。次に、大豆の一筆方式については、私は大いに賛成であり歓迎する。ただし、北海道は、豆は大豆だけではなく小豆もある。小豆について、この議論に上がっていないことが残念である。大豆に限らず

他の雑豆についても、是非とも検討していただきたい。また、大豆と違い雑豆等は、足切りが3割であるので、補償が非常に少ないということもある。一方で、不安定な豆であるということも事実である。一筆方式について、是非、北海道の雑豆を検討していただきたいと思う。

戸川委員 北海道では、経営所得安定対策に対する関心が高いことは、これまでも伺っている。経営所得安定対策は、御案内のように2、3年調査をして検討していこうということで、まだ姿がわからない段階である。共済団体として言っているのは、自然災害を中心とする不可抗力的な損害に対する保険の問題と、経営所得安定対策が価格低下の対策ということで、役割・機能がまったく違うのではないか。農家から見れば所得の減少という面では、収量が減っても価格が低下しても同じことであるので、同じようにできないかということ是非常に良くわかるが、政策的な面から言うと非常に違う。経営所得安定対策は、基本法で価格政策として、市場価格に委ねることにより価格が変動することが、育成すべき農家経営に打撃を与え、影響が大きいので何とかしなくてはならないことから、出てきた考え方であり、片や災害対策は、基本法でも条文を分けていることから違う。さらに、経営所得安定対策は、全農家を対象とせず、限られた農家を対象とするが、災害対策は、経営の大小にかかわらず対応していかなければならない性質のものではないかと考える。経営所得安定対策は限定した農家を対象とするものなので、農業災害補償制度と一緒にやることになった場合に、どうするかという問題があり、考え方が違うので、法律は別になるか、実施団体はどうするかとか、私どもも検討しているところである。このことを考える時に、価格が下がることに対する底上げと、価格が変動して不安定であるものをならすことと二つの要素があるが、それぞれ政策的な対応が違う問題になり、手段が変わらざるを得ない。価格を底上げする場合には、保険的には対応しにくい。補償する基準を下げずに、価格が下がっていくものを補償すると、普通の掛金では足らないので、別な制度とか政策とかで金を何処かから注ぎ込まない限りはできない。変動の大きいものをならそうという保険的な発想で、今のところ経営所得安定対策は考えられており、基本法が、大きな価格の変動が経営に与える影響を緩和しようという発想であるので、そこから離れられないと思う。政治的な問題もあるので、どうなるかわからない面があるが、保険的に変動をならそうという発想では、皆様方が期待されるようなものになるのかという問題もある。調査結果が出て来た後に、このようなものならどうかという農家の意向を調査することになっているが、これを相当整理し分けて考えていかなければならない。その上で、農災制度と関係を整理しなくてはならない。先程も農家収入は、価格、収量の積と言われたが、そのようなPQ方式も議論しているが、これは、農家が減収しても価格が上がれば補償は減る。農家としては、減収したのであるから価格が上がった要素を考えずに補償してほしいと、その時はそのような意見になるかも知れない。平成5年の大冷害で、北海道では1千億円の共済

金を払ったが、もし収入方式であれば1千億円が百億円になったかも知れない。そのような問題もあるので、冷静に私どもも考えなくてはならない問題と思う。

座長 今の問題は、制度検討会の発足時から悩ましい問題であり、経営所得安定対策との関係の整理がある。基本的には競合関係に無く、お互いに適切に機能、役割の分担を行えるよう整理することになっているが、実際には、戸川委員が言われたようになかなか複雑な問題がある。経営所得安定対策の検討の進行状況をにらみながら、我々も検討していかなければならないと理解している。

高島保険課長 昨年秋に、経営所得安定対策の基本的な考え方をまとめ、その中で一定の整理をしている。いわゆる価格政策をやめることによって、育成すべき経営体に対する、需給、品質という面からの価格低下による影響を如何に緩和するかという観点から出たものが経営所得安定対策である。それに対して、共済は、災害による収量減を経営に与える影響を如何に緩和するかということであり、基本的に、収量面で見ると、価格の変動面を見るかで違っている。また、対象者が違うということからも、基本的には違うという認識でスタートしている。しかし、要因は別としても、収入又は所得が減ることに対して補てんすることは同じなので、何らかの整理をしていかなければならないが、なかなか議論が進んでいない。さらに、米の生産調整をどうするのか、今秋、与党も含めて議論があり、生産調整と併せて経営所得安定対策をどうすべきかを明確にしないと、全体としてセットできないということがある。前段階での調査については、共済組織にも協力をお願いしているが、調査データと付き合わせながら、どのようなものができるのか今後検討していくところである。

座長 生産調整の話は、要するに、国の建前としては、2010年に45パーセントの自給率を回復する。その中で、関心のある米については横這いと見ている。これを基本にして、例えばWTO交渉でも、日本は、自給率の問題と多面的機能で押していくと思うが、実際には、生産調整もやらざるを得ない。むしろ強化しなければならないとはっきり答えが出ている。一部で報道されたが、米の消費量は、今までは大体1千万トンと見てきたが、900万トンに直している。何が起こるかということ、消費の減る中で、どこが作るかという問題であろう。自給率を45パーセントに回復するための基本計画の中では、地域分担は出でならず、どこで作っても良い。そうすると競争が起こる。結局、生産調整の中で競走するにはどうするかという問題に当たってしまう。実際には、地域間競争になっているのが現実ではないか。

中村 私が思ったことは、平成11年に食料・農業・農村基本法ができた時に、昔は食糧は食べる糧であった。これが食べる料になり、昔のそれこそ何年間か蓄えのある食糧から、今は食べられれば良い食料に変わったかと思い、これからの日本の食料をどう考えているのか聞こうと思ったのである。

座長 それは違う。糧の食糧を使う場合には、例えば、畜産物や野菜や果物は入ってい

ない。95年頃から、全面的に料を使うようになってきている。米麦依存型の農業経済であった時代から、もっと色々な物を食べ、あるいは色々な物を作るという時代が変わってきたことの反映である。

座長代理 先程、一筆方式について意見が出たが、一筆方式と農家単位方式の話は、技術的な問題と哲学の問題と両方が絡んでいる。その時に、はっきりしているのは一筆方式は足切割合が大きい。米麦は、一筆方式は3割足切り、半相殺方式は2割足切り、全相殺方式は1割足切りであり、大きい足切りで一筆方式が良いか、小さい足切りで農家単位方式が良いかという問題で、本当に農家として大きな災害があった時以外は貰わない代わりに、その時は大きな補償を望むか、逆に保険に入って掛金を払っている以上は、どこかの畑で被害が出た時は貰わないと保険に入っている気がしないということの、どちらの考えをとるか。農作物共済に加入している方は、どのように考えるか。

佐々木 一筆方式にすべてをこだわったわけではないが、近年、離農が増えて、それを引き継いだ者は、耕地が相当増え、町村を跨いでいる者もいる。地域によっては、どうしてもこの部分が被害を受け、こちらの部分が被害を受けないこともある。その面では、一筆方式がすべて良いということではなく、半相殺方式、全相殺方式も含めた中で、豆全体のことを考えていただきたいと考えている。

後藤 私もそう考えている。例えば、3筆作っていて1筆が悪くても、それでは共済金の対象にならなくなってしまう。どちらが良いかはわからないが、共済金をいただけるような方法を望む。

谷村 今の水田農業を中心としたところは、生産費を賄えないような営農が続いている。このことから、災害にあった時には、共済制度の中で救っていただけるような方法にならないかと思う。私の地域は、全相殺方式を採っているので、1割足切りでしっかりした補償が得られるような仕組みを希望する。

中村 私の地区も水稲が主体ですが、谷村さんと同じような考えである。私どもはほとんどが全相殺方式であるが、農家選択の方式を採った場合に、個人差があったり、集落も大事になってくるので、私達の地区の場合は、全相殺方式が良いと思っている。

戸川委員 佐々木さん、谷村さんが言われた基準単収が下がってきていることについて、基準単収が下がってきているのは、毎年の生産量が下がってきたのか、あるいは共済金を貰うような事故があったからなのか。単収が実際に下がってきているのであれば、下げざるを得ない。平年であればこれだけ穫れるというものを、基準単収として、補償の基準にしているのが、制度の考え方であり、気象条件が変わり、単収が年々災害ではなく下がってきているとすれば、基準単収が下がるのは仕方がないと言わざるを得ない。しかし、何かそうではない印象を持っているような発言であったので、もう少しお聞きしたい。

佐々木 基準単収の設定は、各組合ごとに選択肢もあり、10中6という10年のうち

高いもの2年と悪いもの2年を除いた後の6年間の平均値、または7中5という同じく高いもの1年と悪いもの1年を除いた後の5年間の平均値がある。私が申し上げることは、全般的に単収が下がってきているのであれば、何も言うことはない。しかし、平成7年、8年と10日間近く雨が続き、全地区がことごとく穂発芽になり、共済金が相当な金額になった経過がある。仮に、7中5、10中6であっても、必ず1年ほとんどゼロに近い単収が入ってくる。これが、どこまでもついて回る。最近、麦の収穫時期になると必ず雨に見舞われ、まもなく春播きの収穫が始まるが、天候が崩れることで、最後の段階でもって、穂発芽によって基準単収が下がってしまう。このため、基準単収が下がっているのに、人間ではフォローできない部分だけでも、何とか認めていただけないかと思う。

谷村 同感である。北海道では、現在、気象的にそのような状況になっており、被害が相当出ている。ここ3、4年、基準単収が下がってきているが、小麦であれば、500キロ位の数字がなければ営農としても成り立っていかないので、基準単収が300キロ台に下がってくると、何のための共済制度なのかわからないというのが農家の声である。したがって、農家の実態を踏まえた中での基準単収の算定に見直さなければならないと思う。

戸川委員 谷村さんも、災害があって、その低い年が算定に織り込まれたので低くなったという意味か。

谷村 そのとおり。天候で左右され、穂発芽とか、登熟期間に雨が少なく整粒が足りないとかの品質低下が影響している。

戸川委員 災害を受けた年の単収が、計算の中に入って低くなるということですが、私も、災害を受けた年のものを、基準単収を算定するための単収にすぐに反映させるのは疑問に思っている。細かい点であるが、農家に接する面の一番大事なところではないかと思う。これに関して、カナダの作物保険では、州によって違うが、オンタリオ州では、非常にきめ細やかな設定をしている。もう少し制度として工夫しても良いところではないかと思う。その前提は、その農家の毎年の生産量がわかれば良い。共済は事故があった時には、評価して収量を把握するが、災害が無い時は把握していない。客観資料はあると思うが、カナダの場合は、毎年、災害の有無にかかわらず全部農家に申告させ、設定している。アメリカもそうであるが、毎年、農場ごとの生産量をきちんと把握している。そのようにきめ細かいこともできるのではないかと思うが、それには、農家から、毎年の生産量を申告させる必要があるが、その場合には、別に問題なく出しているだけなのか。

佐々木 現在でも、毎年のすべての収穫量の数値を使っている。共済では、規格外Aまでを収量とみなしているが、その下のB、Cも含めて共済にはすべての数値があがっており、毎年、個人の収穫量はすべて把握している。

座長 今までのところで、傍聴者の中で、意見がある方は発言していただきたい。

渋谷（北空知農業共済組合） 小麦の赤カビが発生した時に、DON、デオキシニバレノールといわれる毒素が、暫定的に1.1ppm以上あると買ってくれないということが急に浮上し、その前段で、栽培管理を徹底しろということで防除を徹底している。現在、北空知管内は、幸いにしてその基準値の毒素が無いということで、サイロに貯留しているが、この毒素がサイロの中でも繁殖する可能性があるという情報もある。そうすると、誰も買ってくれないという現象が起こる。万が一、AさんBさんCさんとあらゆる人のものがサイロに入っている中で、紛れ込んだ菌がたまたまサンプルに入ると、そのサイロのものは買ってもらえず、補償も誰もしてくれない。農協では、例えば、6本のサイロに1、2本それが出た時には生産者プール計算で暫定的にやるが、100パーセント出た時にはまったく補償が無い。農災制度は、播種又は発芽期から収穫までの共済責任期間となっているので、圃場から出たものについては補償してくれない。雨が降って、ほ場で赤カビが目で見られる時には救えるが、まったく見えなくてもそのような恐怖に駆られている。穂発芽したり赤カビが見えれば制度として救えるので、これは、モラルハザードではないが、そのようなことが起き得ることで、大変、来年度の作付けにも影響している。緊急的に何らかの方法が採れないか。北海道でも石狩管内、空知管内は特に菌が多いと言われており、専門家ではないのでわからないが、1.1ppmという数字は、顕微鏡の世界でもなかなか見つけ辛いと聞いている。緊急を要する問題であり、悩みがあるので、その点を伝える。

戸川委員 どの段階で発見され、所有はどこになっているのか。また、農家個々の荷分けはできているか。

渋谷（北空知農業共済組合） 農協は一応受け入れて、預かっている。検査段階では、今の検査体制は目検なので、目で見えて出なければ貯留サイロに入る。しかし、菌であるので、見落としてそれが中に入り、サンプルとして出ていった時に基準を超えると、これは大変な問題になる。

戸川委員 共済制度では、共済責任期間外であるので支払対象にならない。制度の仕組みの中で対応するのは非常に難しい気がする。それは、別な保険で、誰が被保険者で被保険利益が何なのかを設定し、保険的な対応を別に考えるかどうかという感じである。どこがやるかは別としてそう思う。

渋谷（北空知農業共済組合） 農災制度の枠外と言えればそれまでであるが、農家としては、経営が大事である。近い将来、面積が担い手に集約されることになる。数年後には、集落が大事と言いながら、お年寄りで3ヘクタール、4ヘクタール作る方、片や30ヘクタール、50ヘクタールを経営する方の混合体の中で、水稻の収量調査をやるのは、何時か行き詰まるような気がする。担い手が少ないだけに調査する体制が整わなくなっている。これも共済制度の将来ネックになる可能性がある。一方では、競争原

理とお互いに切磋琢磨するのは良いが、50ヘクタールの人と3ヘクタールの人が同じレベルで調査しては、不満が出る。そのようなことから、経営所得安定対策にシフトしていった方が、総合的に金額で安定することになると、農災制度が不要になる可能性がある。50数年農災で培ってきた知恵を経営所得安定政策の方にシフトしながら、共済組合も生き延びるための一つの仕事となるのではないか。農家も手間がないだけに、一方では美味しい米を作るために、適期に収穫しなければならない中であるので、秋の短い北海道で、調査にあまり日数をかけることはどうか。今後、一つのネックとなると感じる。悩みとして受け止めていただければと思う。

高島保険課長 詳細は聞いていないが、麦に赤カビが発生した場合は、共済制度でも、関係があることは認識している。

中尾（留萌地区農業共済組合） 私は、水田を10ヘクタール程作っているが、経営所得安定対策と農災制度の品質等々の関連について、考え方を述べる。渋谷さんが言われたDONもそうであるが、収量保険をする中で、品質、安全性をクローズアップされているものと非常に隙間ができています。畜産、畑作、麦においても、米の品質低下の補償が無いという部分においても隙間がある。長年培ってきた農災制度の貢献は、非常に我々も評価しているが、まだ隙間があり、米政策の見直し、食の安全等々の観点から、抜本的な見直しをしている中で、経営所得安定対策と農災制度は、競合関係にはないが、整合性を持った整理をしていただきたい。農災法の今回の見直しに当たった、検討の視点の中で整理されているように、生産者のニーズに合った幅広いきめ細かな制度になってほしいと思う。例えば、品質低下をどうするかという問題、農作物共済の当然加入の問題、特に当然加入の問題については、ある程度我々もしかるべきと思っているが、特に、北海道の場合は、節目の格差の問題もあり、一方では拒否反応も出始めている。そこで、制度をきめ細かなことにすると、今の農作物の評価システムでは、共済組合の事務量が非常に膨大になってくる。したがって、国の共済組合の事務量の増大に伴う財政支援もしていただかなければ、農家のニーズを応えることは負担がかかるので、それも是非検討のテーブルに載せていただきたい。それが、スムーズに移行できる一つの条件整備にもなり、ニーズにも応えることになると思う。また、品質低下については、農災制度で、今回の見直しで期待している。一方、所得の底上げは、JAが取り組んでいる経営所得安定対策の中に盛り込まれれば、両方がリンクして機能が発揮され、再生産可能な経営体が維持できると、大きな期待を双方にしているので、そのような観点から、是非、取り組んでいただきたいと思う。特に、節目の問題については、何時の時点で着手するのか見えていないので、実態に近づけるため、よろしく願います。

戸川委員 節目については、共済団体も長年要望してきて、見直す方向で農林水産省も準備されている。ただし、地域によって、1.8ミリ、1.85ミリ、1.9ミリと色々であるので、それに対応との話があったが、都道府県内をきめ細かく分けるのは大変難

しいと思う。少なくとも、今の1.7ミリから1.8ミリにすることを、最初の一步として、まずやってほしいと私どもは言っている。それは、基準収穫量も変わり、損害評価の認定に絡んで、統計情報部の減収調査のデータが必要であるが、統計をとる単位が都道府県である。そのため、すぐには細かいところまでは行きにくい。もう一点、経営所得安定対策の中で、品質低下という言葉が出ており、それが一緒になっていると思うが、品質低下は、経営所得安定対策の対象とする価格変動とか価格の下支えとかの問題とは、全く別のものと思っている。市場価格が変動するのではなく、品質低下は、等級・格付けが落ちることによって、価格が低下するだけなので、これは、価格変動とか価格低下とは思っていない。したがって、品質低下は、経営所得安定対策とは関係なく、共済制度でできるだけ見ていく。ただし、技術的な問題があるので一挙には行けない。全量を等級格付けされていなければならない。米の一筆方式では、一筆ごとに品質低下がどれだけあるか評価できない。いずれにしても、品質低下は、災害が絡むので災害対策としての農災制度で補償すべきものと思う。

野村（石狩地区農業共済組合） 木村さんの意見に関して補足させていただく。家畜の死傷事故が非常に多い農家に対して、共済金の上限を設けようとする事に関して、木村さんは反対意見を申し上げたが、石狩管内においても、構造的に恒久的に事故の多い農家が数戸ある。数戸あるが、共済金の上限を設ける事に関して、石狩地区農業共済組合の組合員も、私ども団体職員としても、如何なものかと意見を申し上げたいと思う。木村さんが言われたように、乳牛の飼養管理技術とか能力は、まだ確立していない。特に、100頭以上の牛を飼うとか、フリーストールにするとか、ミルクパーラーにするとか、搾乳ロボットにするとか、餌に関してTMR方式があるとか、現場で生産効率を上げるため、非常に試行錯誤をしている。その中で、何年かに一度、牛群単位の大きな事故が起きる。何年間かに一度起きるものに共済金の支払限度を設ける事に関しては、北海道の場合は、保険と直営診療所が一体となり、加入推進も獣医師が行い、また、1年間、2年間のデータを基にして、事故を防ぐために、毎年、担当獣医師、共済組合の診療所が農家にリスクマネジメントを行うが、その結果は、単年度にすぐには出ず、2年も3年もかかる。それも含めて、恒常的な高被害率農家の網掛けとして共済金の支払限度を設定することと、8割、9割の普通の農家が、100頭以上飼うために、色々な技術を含めた中で、たまたま起きるリスクも含めて制限するのは、現在の農家ニーズには合わないのではないかと。農家が困った時に、共済組合がパートナーシップを取らせてもらえず、共済金を支払わないとする時には、石狩管内は80パーセント位の加入率であるが、加入率の低下につながっていくのではないかと。特に、木村さんが言われように、200頭、300頭と大きな飼養頭数を持つメガファームが出てきて、大きなリスクを負っている時に、たまたま起きた事故、何年間に一度に起きた事故についても支払限度を適用することに関しては、現時点では時期尚早ではないかと。共済

組合としては、現時点で、高被害の農家にどのように対応しているかは、獣医師が農家指導等を行い、その指導を無視して事故を起こしたものについては、免責事故として対応し、それなりの効果も得ている。始めから制度で支払上限を設けることは、石狩においては、時期尚早ではないかと思う。

松本（空知中央農業共済組合） 共済制度そのものは大事であるが、今の農業事情は極めて大変であるのが現実である。政府は、今後の農業について、どのような方向付けを考えているのか。今の農業者で、余裕を持っている農家はほとんどいないはずである。経営所得安定対策は、2年前に話が出て、次の年位には実施されるのかと思ったが、そようにはなっていない。調査費が59百万円つき、これから検討に入る。今の農業は、3年、4年待てる状況ではないことを、農林水産省は理解いただきたい。また、経営所得安定対策の対象は、大なり小なり農業者は、全部対象にしていきたい。1日も早い実施を望む。

向田（道南農業共済組合） 家畜共済の共済金に支払限度を設けることについて、賛否を申し上げる立場ではないが、共済金額とは、保険として補償する最高限度額と理解してきている。例えば、1千万円の共済金額であれば、牛が全頭死んだ時に支払われる金額が1千万円と組合員に説明してきている。そのため、限度額を設けると、若干、解釈、説明とかが困ってしまう。改正した後の制度の普及、定着を図っていかねばならない我々の立場としては、説明に窮してしまうという印象を抱いた。これから、改正制度については、法制上のすり合わせは行われると思うが、あまりネガティブな考え方とかペナルティ的な考え方ではなく、もっと別な視点から公平を図っていくと、例えば、支払限度額が共済金額であって、それ以外にどうしても防ぎ切れない事故が出た場合は、例えば、10倍補償するとか5倍補償するとかという形で、きちんと納得していただけるような中身の検討をお願いしたい。そういう意味では、多少困ると思う。

木村 地域を見ると若い人達は意見を持っているが、あまり言わない。酪農家は、共済組合、獣医、餌メーカーと、個人が結びついて情報を得て、飼養管理をしている人が地域で増えている。そのニーズに応えていかないと、これからの共済は、皆を網羅していくのは、困難になると思う。情報を、インターネット等も使って、共済組合あるいは農林水産省から流す必要がある。時代のニーズに応えるべき今後の課題として、若い人達を共済の中に取り込んでいくものとして、その方向で考えていただきたいと思う。

座長 共済について、情報の提供が足りないこと、共済の言葉使いが難しく、非常にわかりにくいことについては、他の現地検討会でも伺っている。是非、考えていかねばならないと思う。本日は、非常に活発な意見を出していただき、有り難く思う。我々の今後の検討に、十分に参考にさせていただきたいと思う。

以 上